

常任委員会報告

総務財務委員会

12月定例会付託議案審査

議第126号「三原市税条例等の一部改正について」

【要旨】地方税法等の一部を改正する等の法律及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本市条例に所要の整備を行うもの。

【主な質疑の内容】

問 条例改正において創設される、医療費控除に関する特例の内容は。

答 控除を申告するには、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれかを受けていることが前提条件となる。

また、控除の対象となる医薬品、いわゆるスリッチOTC薬は、厚生労働省のホームページ等で示されている約1500品目が対象となるが、

薬局等で対象医薬品を購入した際に、領収書にスリッチOTC薬である旨が記載されているので、それをもって申告することとなる。

なお、申告したときの控除額は、対象医薬品の購入費用のうち1万2千円を超えた部分が総所得金額等から控除され、所得控除額の上限は8万8千円である。

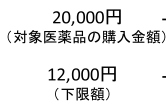
また、従来の医療費控除との併用はできないので、申告の際はどちらか一方の選択となる。

【採決】

採決の結果、議第125号ほか6件について、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

本特例措置を利用する時のイメージ

○ 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）



○ 8,000円が課税所得から控除される
(対象医薬品の購入金額: 20,000円 - 下限額: 12,000円 = 8,000円)

○ 減税額

- ・所得税: 1,600円の減税効果 (控除額: 8,000円 × 所得税率: 20% = 1,600円)
- ・個人住民税: 800円の減税効果 (控除額: 8,000円 × 個人住民税率: 10% = 800円)

出典: 厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>)

厚生文教委員会

12月定例会付託議案審査

議第132号「三原城跡歴史公園設置及び管理条例について」

【要旨】郷土の文化遺産の保存を図り、もって市民の文化の向上に資することを目的とする三原城跡歴史公園の設置及び管理について、必要な事項を定めるため条例を制定したいとするもの。

【主な質疑の内容】

問 公園の使用許可の詳細については。

答 申請窓口は教育委員会文化課であり、利用時間については、天主台以外は制限していない。ただし、天主台については入口がJRの管理となっていることから、午前6時30分から午後10時までとしている。また、公園内のトイレは貸し出し対象外としており、一般利用者の使用に支障がないように許可している。使用許可の詳細については、規則で定めていく。

議第133号「三原市印鑑登録及び証明に関する条例及び三原市手数料徴収条例の一部改正について」

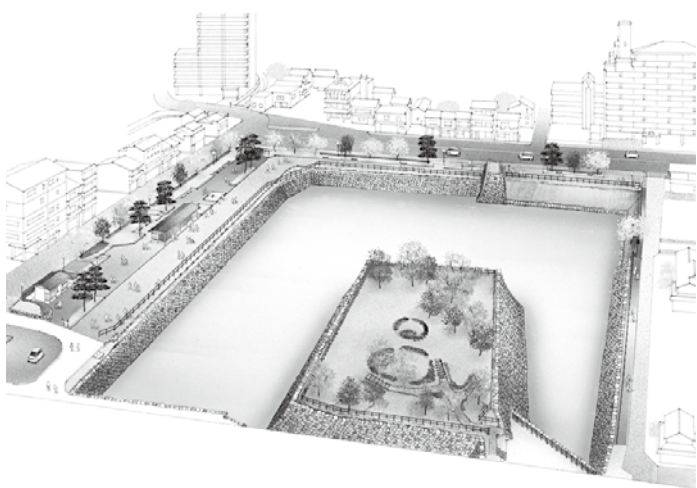
は国が発行しており、紛失した際には再発行に期間を要するため、印鑑登録証として兼ねることができない。今後、市民カードは印鑑登録証に改め、窓口での印鑑登録証明書の申請の際、必要となるので、引き続き使用して頂く。

【要旨】平成29年3月6日から証明書コンビニ交付サービスを開始すること及び平成29年3月31日をもって自動交付機を廃止することに伴い、条例に所要の整備を行いたいとするもの。

【主な質疑の内容】

問 市民カードの今後の取り扱いについては。

【採決】
採決の結果、議第132号ほか4件について、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。



三原城跡歴史公園完成予定図

12月定例会付託議案審査

議第137号 「財産の処分について」

【要旨】幸崎能地漁港改修事業に伴う造成地を売却するため、財産を処分することについて、議会の議決を求めるもの。

【主な質疑の内容】

問 売却処分される造成地の今後の使用目的は。

答 今治造船社員の住宅用地としての計画があるが、当面は社員の駐車場として活用したいと伺っている。

議第139号 「三原市道の駅の指定管理者の指定について」

【要旨】「三原市道の駅」の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

問 地元地域が利用しやすい道の駅の運用を検討して頂きたい。

答 地元の有効活用は望ましいことである。公共施設上、使用にあたっては一定のルールがある

が、利用者のニーズを把握しながら、指定管理者として柔軟に対応できるような体制を検討していきたい。

問 道の駅をより活性化させるために、バス路線の設定はできないか。

答 市民や観光客と道の駅に距離感があつてはいけないと強く認識している。三原駅前から道の駅にシャトル便などを出して誘客を図るなど、来年の築城450年事業も見据えた取り組みができないか検討している。

問 今後も非公募指定とするのか。

答 指定管理者の大変な企業努力により、黒字で安定した経営となつている。そのため、指定管理料をゼロとし、非公募による指定とした。今後については、向こう3年間の状況等を見定めて、次の更新時点で判断していきたい。

【採決】

採決の結果、議第137号ほか2件について、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

議会広報特別委員会視察報告

平成28年11月16日(土)17日の日程で、鹿児島県始良市及び霧島市へ議会広報特別委員会が視察に行きました。

始良市では、議会だよりの編集について、編集に携わる議員と意見交換を行いました。本市と編集体制・スケジュールについては、ほぼ同様なものでしたが、紙面のデザイン性、写真の配置、読みやすさの工夫、一般質問原稿の市民への示し方が参考になりました。

霧島市では、特別委員会ではなく常任委員会として設置されており、広報及び広聴のあり方についても意見交換を行いました。一方的な情報発信だけでなく、「議員と語ろう会」の開催など市民と議員の接点を広げ、より市政運営に興味を持ってもら

えるよう活動されておられ、参考になる事例がたくさんありました。また、フェイスブックなどのソーシャルメディアでの広報広聴のあり方についても、研究を進めておられました。本事例を参考に、本市議会においても、議会広報誌のあり方及び広報広聴のあり方について調査研究を行い、市民によりわかりやすく、興味深い議会となるよう探求していきます。



霧島市議会だより



始良市議会だより

駅前東館跡地活用調査特別委員会中間報告(要約)

本委員会は、平成26年12月定例会におきまして、駅前東館跡地の活用について、調査・研究を行うため、12人の委員をもって設置されました。当初、市においては、民間による開発を通じて、駅前東館跡地活用の実現を目指しましたが、民間事業者19社に対して行った進出可能性調査などから、現在の社会経済環境下では、地方都市における民間の開発意欲は、事業成立性や採算性などにより依然として低く、民間単独での開発は困難な状況であると判断されました。

そのため、市が一部に集客効果のある公共施設を導入することにより、民間開発を促進し、民間開発事業者が提案する民間施設と公共施設の一体的な整備を行い、中心市街地のにぎわいを創出したいとの考え方が示されました。本委員会は、このような考え方をもとに市から

示された、「駅前東館跡地の活用方針案」に沿って、主に「一部導入する公共施設」、「民間事業者に対して導入を必須とする、または期待する民間施設」及び「事業スキーム」の3点に関して、調査を行っていくことといたしました。

活用方針案において、図書館については、駅前に移転することにより、現在の中央図書館の老朽化及びスペース不足などの課題解決が図られること、利便性の向上により、利用者の増加が期待できることなどを理由に、延床面積を約3千㎡と想定した図書館を整備するとの方針が示されました。

これに対して委員から、図書館では、市が考えるようなにぎわいや活性化につながる意図はないかとする意見があった一方で、駅前への立